

Intensive Seminar Vol.31

男女平等の社会へ

世界のいまと日本の女性

講師 広井 暢子 日本共産党副委員長
女性委員会責任者



女性差別撤廃条約の画期的意義
「女性の世界的復権」の時代への転換点

女性差別撤廃条約の画期的な意義を、不破さんは「起源」にたちもどって整理しています（『社会進歩と女性』66ページ）。世界には社会主義をめざす国もあれば、資本主義の国もあるなど、それぞれの国の経済も体制も違うが、「そういう世界で、すべての国に共通する世界的な目標として、政治的平等だけでなく、女性の社会的平等の目標が宣言され、『女性の公的産業への復帰』がそのカギであること、それを可能にする社会的条件をつくりだすことが、体制の違いをこえた、各国に共通する世界的な課題であることが確認された」。そして、それを達成する方法として、「（1）育児などへの社会的支援の網の目の拡大・充実とともに、（2）家庭の仕事における男性と女性の平等の立場での共同が社会生活の公認の原則となり、この立場で、社会の慣習・気風・観念の変革をはかる大運動が、世界の大方針として宣言されたのです」と述べています。

また、世界ではこの確認にもついでに社会のつくりなおしの事業が大規模にすすんでいる、女性差別撤廃条約を勝ち取って以後の世界は大きな変革の時代であり、「現代の世界では、この条約を転換点として「女性の世界的復権」の時代が始まった、と言ってよい」、そうした意義をもつ条約であると強調しています。

（広井暢子著「男女平等の社会へ」新日本出版社 p44-45）

京都学習協 第31回集中セミナー
日時 2013年11月17日（日曜日）

13時～17時

受講料 2500円

会場 京都職員会館 かもがわ

京都学習協の第31回集中セミナー 募集要項

申し込みは、このテーマを学びたいと思う方は誰でも参加できます。

申し込みの手続きは、簡単です。「申込書」に必要事項を記入し、受講料をそえて申し込んでください。FAXでも申し込みができます（受講料は当日お支払いください）。

講義時間は、午後1時～5時（休憩も含まれます）

受講料は、2,500円です。（税込み）

会場は、

京都職員会館 かもがわ 2階 大会議室
（中京区土手町通夷川上る末丸町）

会場へは、河原町竹屋町を東へ進むのが最短です。

『京都職員会館 かもがわ』



申込先は.....
京都労働者学習協議会
〒602-8147
京都市上京区堀川丸太町西一筋目上ル
『京都学習会館』内
電話(075)841-8141
FAX(075)821-3665

京都学習協の第31回集中セミナー 申込み日時 年 月 日		
フリガナ	性別	年齢
氏名:	男・女	才
現住所:		
職場・学園:		
労働組合名:	(全国単産名:)	
電話: 職場 ()	自宅 ()	

広井暢子著「男女平等の社会へ」から

序章

女性解放の道すじを学びながら

1979年「世界女性の憲法」といわれる女性差別撤廃条約が国連で採択されてから三三年。その後、女性に対する差別をどう解決するか、国連をはじめとした国際機関では、さまざまな議論や改善の提案がくり返されてきました。

女性の人權の確立と正当な評価を求めた女性たちの社会進歩への努力とたたかいは、いまだ途上にあるというのが私たちの実感です。

長期にわたる経済不況で真っ先に派遣切りされるのは女性であり、就職難の影響が深刻に表れるの心女子学生、そして、「子育てにやさしい企業」と宣伝され期待をもつ就職した女性たちが総合職、一般職と差別され、妊娠がわかると配転され育休・産休明けで職場に復帰したらもとの部署を外されている。これは例外ではなく、日本の企業でいまも日常的に起きていることです。夫婦共働きの世

帯では、一日平均の家事時間は夫はわずか21分、妻は3時間27分（総務省統計局、2001年「社会生活基本調査」）。個々人の変化はありつつも、「子育てや家事は妻の役割」という男女の性別役割分担が、企業でも、社会でも、家庭でも、まだまだ当然のようにまかりとおっています。

何が問題でどう解決していくのか、世界はどうなっているのか、この問題は女性だけではなく、男性をふくめて広く国民が共通の認識をもち、打開と前進をはかっていくことが求められています。

『家族・私有財産・国家の起源』を導きに

はじめに、女性の地位という問題を考えようという時「その基準とも指針ともなる」(不破哲三著「社会進歩と女性」)といわれるエンゲルスの名著『家族・私有財産・国家の起源』(以下、「起源」)について、ごく簡単に触れます。

エンゲルスが「起源」を書いたのは、1884年、いまから約130年前の時代です。

史的唯物論の立場から人類の原始時代を解明し、現代社会における家族形態や私有財産制や

国家がけつして永遠普遍のものではなく、歴史的性格のものであることを明らかにしました。そのことよって、人類史の未来、資本主義社会の次に来る社会についての科学的社会主義の展望を示し、男女平等の過去、現在、未来を示していきました。

「起源」のゆたかな、そして画期的な解明のなかに、女性の歴史についての発見があり、女性への差別が歴史の中でつくられたことが解明されます。人類史のはじめに高い地位をもっていた女性がその地位を失い、夫の従属のもとに置かれるという「女性の世界的な敗北」がおきたこと、さらに、そこから女性解放の道すじがひもとかれました。

不破さんは、「起源」のなかでエンゲルスが論じた諸点は、「世界と日本の女性がぶつかり解決を求めてきたまさにその問題にほかならない」と、四つの点をあげています(前出「社会進歩と女性」)。

女性の解放には、法律的な平等だけでなく、社会的平等が大事であること
女性の社会的平等を確立するうえで、決定的意義をもつのが、「女性の公的産業への復帰」の実現にあること

この根本問題の解決が求められていることを明らかにします。

エンゲルスが論じた未来社会は明確でした。将来の社会、社会主義社会では、一夫一婦婚は完全に実現され、「男子の地位はいずれにしても大きく変えられる。だが女子の、すべての地位も、いちじるしい変動をこつむる。生産諸手段が共同所有に移るとともに、個別家族は社会の経済的単位であることをやめる。私的家政は、社会的産業に転化する。子どもたちの扶養と教育は公務となる。嫡出子であろうと庶子であろうと、一様にすべての子どもたちの面倒を社会がみる」(同104ページ)。

女性も男性も、職業と家庭の両立ができるような社会のシステムをつくりあげようと、そういう社会に向けて発展していく展望を語ります。

女性の公的産業への復帰の社会的諸条件、それは子どもの養育、保育や教育への公的な保障であり、食事や掃除、洗濯などを社会が営むシステムも含まれるでしょう。そうした社会的な支えがあって、はじめて女性の社会的な平等が可能になるし、現実になるといっています。

経済的要因で生まれた一夫一婦婚が消滅し、「一つの新しい要因が作用しはじめる。一夫一

そのためには、女性の職業と家庭義務との両立を保障する社会の体制が必要であること
不平等の経済的基盤をのぞいてこそ、両性の平等な関係が発展できること

日本の女性の地位や平等の遅れに、いらだちながら模索をしている女性たちにとって、その要因をひもとき深め、たたかいの展望につながる指針がここにあります。

で大事な問題は、エンゲルスが女性の平等を考えると、法律の獲得運動も発展しています。それが女性が望むものは手にはいると法律家は考える、しかし労働契約や婚姻を自由意思で結んでもそうならないではないか、そんな問題を提起しながら、法律的側面からとらえるだけで問題は解決するのかがというのがエンゲルスの意見です。

エンゲルスは歴史をふりかえります。昔の共産主義的世帯では、妻が担っていた家事は、公的にも社会的にも必要な産業と

婦婚が形成された当時は、ただか萌芽として存在していた要因、つまり個人的異性愛がそれである」(同104ページ)。

そして、エンゲルスは、所有関係から発生した男性優位の、一夫一婦婚が解消され、新しい世代、「その生活中に金銭ないしその他の社会的な権力手段で女子の肌身提供を買いとる状況に一度もであつたことのない男子たちと、真の愛以外のなんらかの顧慮から男子に身をまかせたり、あるいは経済的結果をおそれて恋人に身をまかせるのをこぼんだりする状況に一度も出あつたことのない女子たちと的一世代」(同112、113ページ)自身が自ら新しい両性関係の秩序をつくりあげること新しい人間社会の展望として示しました。

私たちが女性問題を考える時、このエンゲルスの解明が非常に重要な視点として世界の運動のなかで生きた役割を果たしていることを、本書で紹介していきます。

(新日本出版社 p15～20)



認められてきた。しかし、家長家族の出現、一夫一婦婚個別家族の出現が事情を一変させ、家政は社会とは何の関係もない。私的役割とされていきます。女性の仕事は「女中頭」としか見られないことになる。女性が働きに出ると家の仕事はできないし、家庭内の義務を果たせば、公的生産から締め出されてしまう。こうした状況について、これは「近代の個別家族は、妻の公然または隠然の家内奴隷制の上につきずかれており、そして近代社会は、この個別家族だけを構成分子にしてつくられている一集団である」(『家族・私有財産・国家の起源』「科学的社会主義の古典選書」新日本出版社、101ページ)、少なくとも有産階級においては夫は家族の中でブルジョアであり、妻はプロレタリアだ。資本家とプロレタリアの対立も民主共和制ができたからといって階級対立を廃棄するものではなく、反対に対立がたまたかの基盤を提供するものになる、夫婦も同様だといえます。

動を指しています。エンゲルスは、「夫婦が法律上完全に同権になったときにはじめて、近代的家族のなかでの夫の妻にたいする支配の独特な性格も、また夫婦の真の社会的平等を樹立することの必要性と、それを樹立するやり方も、白日のもとに照らしたされるであろう。そのときには、女性の解放には、全女性の公的産業への復帰が第一の先決条件であり、この復帰がこれまた、社会の経済的単位としての個別家族の性質の廃棄を必要とすることが示されるであろう」(同102ページ)と提起しています。

でエンゲルスが提起したのが、仕事と家庭の両立を保障する社会の体制の必要性です。法律上同権になって白日のもとに照らし出されたのは、経済的抑圧の最大の基盤が、生産活動をはじめ公的的な社会活動を主として男性が担い、女性が家事の担当者となつているという、「分業」にあること、女性が公的産業に復帰する(働き始める)子どもはだれが世話をするのか、たちどころに問題となり、矛盾にぶち当たります。男女平等にとつて、家政・家事を家族の内々の仕事として、すべて個別家族にまかせるといふのはやめることが必要になってくるのです。